

京公審答申第30号  
平成10年11月30日

京 都 府 知 事  
荒 巻 禎 一 様

京都府公文書公開審査会  
会 長 錦 織 成 史

公文書部分公開決定及び非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

平成9年6月30日付け9生第461号で諮問のあった事案について、次のとおり答申  
します。

## 第1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった部分公開決定及び非公開決定において、実施機関が非公開とした部分のうち別表に記載する部分については、これを公開すべきである。実施機関のその余の判断は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成9年2月25日、異議申立人は、京都府情報公開条例（昭和63年京都府条例第17号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「財団法人本願寺維持財団に係る平成4年度以降に当該財団が提出した財産目録、当該財団が平成4年度以降に提出した予算書及び決算書、平成4年度以降に当該財団が提出した評議員及び理事の氏名・住所を記載した書面、昭和57年度以降に当該財団が提出した寄附行為を記載した書面とその変更がわかる文書及びその変更を認可した文書、当該財団が建築を進めている納骨堂建築に関し提出した関係書面」を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 平成9年4月25日、実施機関は、別紙のとおり上記請求に対応する公文書を特定の上、部分公開、非公開及び却下の決定を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成9年6月4日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記決定のうち部分公開及び非公開の決定処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対し異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

## 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 情報公開制度及び知る権利について

国民にとって、民主主義の実現には情報の確保は必要不可欠であり、そのために

憲法上も知る権利（憲法第21条）が保障されている。この知る権利を具体的に実現する最も大切な制度として情報公開制度が位置付けられ、理解されて定着してきたものである。

条例も当然この脈絡の中でとらえられるものであり、京都府の情報は本来府民のもの、という理念のもとで条例を理解し、情報の公開が大原則という立場で条文解釈がされなければならない。

したがって、文書非公開事由を認めた条例第5条の解釈でも、非公開事由は例外を定めたものとして、厳格に解釈されなければならないところ、実施機関は「内部管理に関する情報」といった理由にならない理由をあげるなど、情報公開制度への基本的認識には大きな誤りがある。

## 2 異議申立人と財団法人本願寺維持財団との関係について

具体的事案の判断に際しては、異議申立人と財団法人本願寺維持財団（以下「財団」という。）の立場・関係を十分検討し、かつ当該文書公開の重要性と公開した場合の損失等を十分比較衡量すべきであるところ、これがなされたとは到底考えられない。

異議申立人と財団は、不離一体の関係であり、またあったものである。したがって、開示を求めた財産目録、会計書類、理事名簿及び寄附行為の変更に関する書類は、本来異議申立人や真宗大谷派にとっては本願寺の運営上当然承知しておくべき事項が記載された文書であり、実際にもかつては当然のこととして財団から異議申立人に手渡されていたものである。また、このようなものである以上、開示されても財団にとり不利益がないだけでなく、何の痛ようさえも感じるものではない。反対に異議申立人にとってはこれらの非公開は本願寺の運営に重大な支障が生じるものである。

このような関係の中で、財団があえてこれらの文書の非公開を主張するとしたら、それは条例第5条第3号ただし書の「人の財産若しくは生活に対して重大な影響を及ぼす違法若しくは不当な事業活動」があるものと解さざるを得ない。

実施機関は、かかる点まで踏み込んだ判断を当然にしなければならないところ、漫然と条文を当てはめ、適当に結論に至ったものとしかいかえず、この点違法がある。

## 3 本件公文書について

実施機関は、「公益法人の設立、監督等に関する規則（昭和44年京都府規則第30号。以下「規則」という。）」が存在して、本件で公開請求した公文書には、財団がこの規則に基づいて実施機関に提出した文書と任意に提出された文書があることを、ことさらに強調している。

しかしながら、法令の根拠に基づいて提出された文書であるか否かは、何の意味もなく、公開判断に何ら影響しない事柄である。

条例第1条第2項は、「公文書」とは「実施機関の職員が職務上作成し・又は

取得した文書・・・であって、実施機関が管理しているもの」と規定し、任意提出文書だからといって区別しないことを明確に述べている。もし任意に提出された文書だからということを経由して非公開とするなら、それは明らかに重大な誤りである。

#### 4 本件公文書が条例第5条第3号に該当しないことについて

実施機関は、公益法人に関する情報について、非公開を原則とする姿勢を示し、一定の場合に例外的に公開はやむを得ないという。つまり、法人情報は「非公開が原則」で「公開は例外」という基本姿勢を示すものである。かかる基本姿勢を持つからこそ、会計書類や評議員及び理事の氏名・住所を記載した書類等について「法人の内部管理に関する情報であり、公開することにより当該法人の正当な利益を害すると認められる」として非公開としている。

しかしながら、これは条例の「文理」に反するだけでなく、この条例の「趣旨、目的」に照らせば更にその間違いは明白である。すなわち、条例のどこをみても法人の内部管理に関する情報だから非公開を原則とする、例外的に、社会的に受忍すべき限度で公開すべきなどとはしていない。

条例の文理解釈としては、明らかに法人に関する情報も「公開が原則」であって、公開したらその団体の正当な利益が害される場合に限り、「例外的に非公開」なのである。

#### 5 財産目録、予算書及び決算書について

実施機関の主張は、法人における計算書類では中科目以下は一切公開しないというものである。

法人の予算書、収支計算書、財産目録、貸借対照表といった計算書類は、その団体の収支の動き、流れ、均衡状況、資産、負債、正味財産の状態等を明らかにするものであるが、これが明らかになれば、経営の方針や営業のノウハウ等が他に把握され、係争上又は運営上の地位が脅かされる、といった不利益が客観的に明白であれば別だが、本件ではそういった不利益は全くない。

実施機関があえて公開によって財団に不利益が被るとするのであれば、それが何故、どのような不利益が、どの程度被るとするのか明らかにして、かつ十分な立証がされなければならない。

前述した異議申立人と財団の関係、公文書公開請求の重要性や公開の不利益との比較衡量からみれば、公開しなければならないのは明々白々といわなければならない。

#### 6 評議員及び理事の氏名・住所等を記載した書類について

実施機関が主張する「内部管理情報」や「自主的な活動と運営の尊重・保護」のためというのは、条例の文理及び趣旨・目的に照らして明らかに理由にならない。

また、個人の氏名・住所・履歴の事項は通常他人に知られたいくないといい、個人の印影部分の公開は個人の財産の保護等にも支障が生じるといい、更に法人の印影部分の公開は犯罪の予防に支障が生じると述べる。

しかし、これらはいずれも一般論であり、問題は公開により具体的にどのような不利益があるのかである。

本件では、財団の評議員及び理事の氏名・住所・履歴・印影など異議申立人等の関係者の中では公知の事実といってもよいものである。したがって、これが公開されてもいささかも不利益が生じることはない。

## 7 寄附行為の（一部）変更認可に係る文書について

回議書の個人の氏名及び印影は、担当課の係員の氏名であり、公務員としての公の立場での責任を明らかにするものであり、通常他人に知られたいくないという個人の氏名とは全く異質なものである。

また、認可権者の具体的な判断は、行政責任を明らかにするためには公開されるべきことこそ当然であって、秘匿されるべき理由はなにもなく、明らかにされて初めて同種事業の今後の円滑な遂行も可能となるものである。

寄附行為に関する判断調書の非公開理由についても、具体性に全く欠けるものであるばかりでなく、認可権者の判断が明らかになると同種の事業に何故支障となるのか、その必然性がないことを考えれば全く不明である。

政治、行政に民意が反映されるのが民主主義であり、そのために行政組織に対する民主的コントロールの途が開かれていなければならない。したがって、行政の責任体制は常に明確にされていなければならない。したがって、単に同種の事務の迅速な執行とか、情報収集のためとかばかりではなく、民主主義の実現のための視点からみても、行政判断は、どの部署の、誰が、いかなる立場で、いつ、どのような理由で、当該判断をしたか、常に「明確に公開」されることが必須の条件である。あえてそれを非公開とするには、それに優越する他の利益が何か、客観的かつ具体的に示されて初めて可能なことといわなければならない。

## 8 理由不備

条例第8条第5項は、「実施機関は第1項の規定により公文書の公開をしない旨の決定（第6条の規定による公文書の公開の決定を含む）の通知をするときは、当該決定の理由を付記した書面により、これを行わなければならない」としている。

しかし、今回の非公開及び一部非公開の決定には、いずれも「当該条項」と「その条項の丸写し」としか思えない理由が付されているのみで、条例が求めている「決定の理由を付記」したのではなく、この意味で違法な決定といわざるを得ない。

財産目録、会計書類、名簿、寄附行為に関する書類を公開したら、どのような問題が生じ、それが当該財団に対してどのような不利益が発生するのか具体的かつ客観的なものとして全く示されておらず、本件公開請求をした者としては、不服申立

てにも困惑するほどである。

本件決定では、財産目録、計算書類、名簿の非公開の理由として、「内部管理に関する情報であり、・・・正当な利益を害する」というのみで、団体の内部管理情報について、公開によってどのような不利益が発するのか全く示していない。法人や団体の内部管理情報はすべて非公開とも読め、もしそうであるなら条例を死文化させてしまうものであり、許されるものではない。

寄附行為に関する判断調書の非公開理由についても、「認可権者の判断が明らかになるため、同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあり、また認可権者が判断を行う上で必要とする正確な関連情報の迅速な収集が困難になり、同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる」と述べられるのみで、具体性に全く欠けるものであるばかりでなく、認可権者の判断が明らかになると同種の事業に何故支障となるのか、その必然性がないことを考えれば全く不明である。

本件決定に付記された理由は、あまりにも抽象的で漠然たるものであり、むしろ条例第5条第6号を書き写しただけで、理由の記載がないといっても過言でない。係る決定は理由不備であり、この点に違法がある。

## 第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 本件各公文書について

財団は、民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第34条の規定による公益法人であるが、当該法人の業務の監督については、法第67条の規定により、法第34条に規定する公益法人の業務は主務官庁の監督に属することとされており、公益法人であって知事の所管に属するものに対する指導監督を効果的に行うため、京都府においては、規則を定め、これに基づき、所管公益法人は毎年「収支予算書、収支決算書、財産目録」等の書類を提出しなければならないこととされている。本件公文書は、公益法人の指導監督を行うに当たって、当該法人の現状を正確に把握するために必要とされる収支、資産状況等を明らかにする資料であり、規則に提出義務が明記されたものと任意に提出されたものがある。

本件各公文書のうち、財産目録は、当該年度末におけるすべての資産及び負債について、その名称・種類、数量、価格等の詳細を表示するもので、規則第7条の規定により提出されたものである。収支予算書は、当該年度において見込まれるすべての収入及び支出の内容を明瞭に表示するもので、規則第6条の規定により提出されたものである。収支補正予算書は、その内容に変更があったものとして同条の規定により提出されたものである。収支計算書は、当該年度のすべての収入及び支出

の内容を明瞭に表示するもので、規則第7条の規定により提出されたものである。理事異動届は、法第46条の規定により登記した後、規則第4条の規定により提出されたものであり、また、評議員に係る就任承諾書、履歴書等は、法的根拠に基づいて提出されたものでなく、任意に提出されたものである。寄附行為の変更認可に係る文書については、いずれも財団内部の寄附行為変更手続を経た上で、規則第8条の規定により提出された申請書類及びその認可に伴う書類である。

## 2 公益法人について

公益法人は、公益を目的として主務官庁から設立を許可されたものであることから、設立後も業務について主務官庁の監督を受けることとなっているが、法人格を有する独立した私法人であり、定款又は寄附行為に定める目的の範囲内において、自主的な活動と運営が尊重されるべきものである。

したがって、主務官庁が法に規定する監督等の権限を実行するために定めた規則に基づいて、公益法人から提出された経理状況や運用状況等を明確にした当該法人の内部管理に関する書類を当該法人の意思と無関係に公開することは、独立した法人として公益法人に認められた自主的な活動と運営を侵害することになり、慎重な配慮が求められる。

しかしながら、財団の事業に係る内部管理情報である会計書類の公開の範囲については限界があるものの、公益法人の持つ公益性から考えて、すべてを非公開にすべきものではなく、社会的に受忍すべき範囲での公開はやむを得ないものである。

なお、財団からは、請求に係る公文書のすべてについて公開することに反対の旨の回答を得ているところである。

## 3 財産目録、予算書及び決算書について

財産目録、予算書等の会計書類については、中科目以下の詳細な内訳と金額により構成されており、中科目以下の詳細な部分は、財団の自主的、弾力的な運用が認められているものである。このことは、公益法人会計の一般的、標準的な基準である「公益法人会計基準」において示されている科目の考え方と同じであり、中科目以下の金額を公開することは法人の正当な利益を害することとなる（条例第5条第3号該当）。

## 4 評議員及び理事の氏名・住所等を記載した書類について

評議員及び理事の氏名・住所等を記載した書類については、財団の人事に関する内部管理情報であり、財団の自主的な活動と運営を尊重・保護する観点から、公開することは適当でない（条例第5条第3号該当）。

また、評議員及び理事の氏名、住所、履歴等の部分は、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報であり、公開により一旦

侵害されると、回復困難な損害を及ぼすことが予想されるため、公開できない（条例第5条第1号該当）。個人の印影部分は、個人に関する情報であるとともに、複製により、個人の財産の保護等に支障が生じると認められ（条例第5条第1号及び第7号該当）、法人の印影部分は、公開することにより法人の正当な利益を害し、犯罪の予防に支障が生じると認められる（条例第5条第3号及び第7号該当）。

なお、評議員の「就任承諾書及び履歴書」と「印鑑証明書」は、規則に提出義務が規定されているものではなく、財団が参考までに任意に提出したものである。

## 5 寄附行為の（一部）変更認可に係る文書について

寄附行為の（一部）変更認可に係る文書は、財団から提出の認可申請書の鑑とその添付書類及び実施機関が認可に当たって作成した認可判断調書、審査表等の文書から構成されるが、回議書等に記載されている個人の氏名は、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報であり（条例第5条第1号該当）、個人及び法人の印影部分については、前記4で述べた理由と同様である（条例第5条第1号、第3号及び第7号該当）。

認可申請書に添付されている書類には、規則で添付を義務付けているもの以外に、府が判断する上で、財団が参考として任意の協力で提出した文書もあり、認可判断調書や申請書等これら寄附行為の（一部）変更認可に係る文書を公開すると、財団との協力・信頼関係が損なわれ、今後同種の事務事業において、必要な資料の任意による提出を求めても、公開されることを前提としたものを提出され、又は提出を拒否されるという事態が予想されるなど、判断を行う上で必要とする正確な関連情報の迅速な収集が困難になり、公正かつ適切な事務事業の執行に著しい支障が生じるおそれがある（条例第5条第6号該当）。

更に、認可判断調書のうち判断の部分及び変更認可に係る審査表のうち表頭を除く部分については、公開することにより、寄附行為の変更に係る認可権者の具体的な判断が明らかになる。このことは、同種のすべての事務事業において、行政処分に至った判断を公開しなければならない可能性があることを前提として判断しなければならないことになるため、同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがある（条例第5条第6号該当）。

また、認可申請書の鑑及び添付書類（いずれも印影部分を除く。）は、財団の内部管理に属する事項であり、既に述べた公益法人の性質から、公開することは適当でない（条例第5条第3号該当）。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているよ

うに、府民に公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第5条において公開をしないことができる公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

## 2 具体的な判断及びその理由

### (1) 財産目録、予算書及び決算書について

実施機関は、財産目録、予算書及び決算書の非公開部分は、条例第5条第3号に該当すると説明するので、これについて検討、判断する。

#### ア 本件公文書について

本件公文書は、規則第6条又は第7条の規定により、財団から実施機関に提出された財団に係る、平成4年度から7年度までの財産目録、平成4年度から8年度までの収支予算書、平成4年度から7年度までの収支補正予算書及び平成4年度から7年度までの収支計算書である。

#### イ 条例第5条第3号に該当することについて

条例第5条第3号は、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

財産目録、予算書及び決算書等の会計書類は、法人の経理内容を記載した文書であって、法人の内部管理情報を記録した文書である。一般的にこのような情報を公開することは、条例第5条第3号に規定されている法人の競争上の地位その他正当な利益を害する場合に当たる文書であると解釈されているところであり、本審査会も同様に解し、判断してきているところである。

しかしながら、本件に係る財団は民法上の公益法人である。公益法人は、公

益を目的として主務官庁から設立を許可されたもので、設立後も業務について主務官庁の監督を受けるなどその公益性を考慮すると、一般の営利法人と比べ強い公開の要請があるものと思われる。

他方、公益法人であっても独立した私法人として、定款又は寄附行為に定める目的の範囲内において自主的な活動と運営が尊重されるべきものであると考える。

そこで、これらの要因に配慮しつつ、公益法人の会計書類が条例第5条第3号に該当するかどうかの判断を行うのが相当である。その際、参考となるのが、公益法人会計の一般的、標準的な基準である「公益法人会計基準」(昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定)である。都道府県知事はこれに基づき公益法人の指導監督を行っているところである。

「公益法人会計基準」では、会計書類作成に当たっての科目の区分については、大科目と中科目を標準的なものとし、それ以下の詳細な内訳は法人が独自に設定することができることとされている。この基準に従って作成された大科目の金額を公表することによって、公益法人の財務状況は相当程度明らかになるものであることが認められる。

したがって、公益法人の会計書類については、公益法人の持つ公益性からの社会的要請を考慮しても、小科目以下の科目名及び中科目以下の金額の公開は、本来、公益法人の自主的な管理にゆだねられている部分を外部に明らかにし、公益法人の自主性を損なうものと考えられる。

以上のことから、本件においても一般の公益法人と特に取扱いを別にしなければならぬという事情があるものでもなく、一般の公益法人に対する考え方と同様、当該財団の会計書類の小科目以下の科目名及び中科目以下の金額の公開は、当該財団の自主性を損ない、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

なお、異議申立人は、財団と密接な関係にある者に対しては公開すべきであると主張するが、公文書の公開・非公開の判断は、公開請求者が誰であるかを離れて判断すべきであり、公開請求が府民等のいずれからなされても同じ結論になるべきであって、異議申立人の主張は認められない。

## (2) 評議員及び理事の氏名・住所等を記載した書類について

実施機関は、評議員及び理事の氏名・住所等を記載した書類のすべてが条例第5条第3号に該当するほか、評議員及び理事の氏名、住所、履歴等の部分は同条第1号、個人の印影の部分は同条第1号及び第7号並びに法人の印影の部分は同条第7号にも該当すると説明する。

したがって、まず評議員及び理事の氏名・住所等を記載した書類が条例第5条第3号に該当するか否かを検討、判断し、なお必要があればその余について検討、

判断する。

ア 本件公文書について

本件公文書は、財団が法第46条の規定により登記した後、規則第4条の規定により実施機関に提出された理事異動届、理事重任登記書届又は当該財団の指導監督を行う上で任意で実施機関に提出された評議員就任承諾書及び履歴書等である。

イ 条例第5条第3号又は第7号の該当性について

法人の役員等の異動届等に関する情報は、法人の人事に関する内部管理情報である。一般的にこのような情報を公開することは、会計書類と同様に条例第5条第3号に規定されている法人の競争上の地位その他正当な利益を害する場合に当たる情報であると解釈されているところである。

しかし、本件公文書について検討したところ、法人の名称、所在地、理事の氏名・住所・就退任年月日・死亡年月日については、法第46条の規定により登記された事項であり、登記所において何人でも閲覧できるものであり、また、理事長の氏名については、登記事項ではないが、法人の機関を代表する者としての性格をもっており、法人が法律行為を行う際には常に表示されるものであり、これを公開しても当該財団の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

しかし、法人の代表者印の印影については、法人の意思を対外的に表わし、契約等に使用されるものであり、これを公開すると本来法人の自主的な管理にゆだねられている部分を明らかにする結果となり、当該財団の正当な利益を害するものと認められ、また、公開すると複製等の不正な使用が行われるおそれがあり、犯罪の予防に支障が生じると認められる。

なお、当審査会としては、理事及び評議員の本籍地、性別、個人印の印影、生年月日、年齢、現職、履歴、賞罰、同居の親族の氏名・続柄、理事及び評議員の印鑑登録証明書、評議員の氏名・住所は、本来、同条第3号の該当性を判断するのではなく、個人のプライバシーを保護する趣旨で規定された同条第1号の該当性を判断すべきものと考えるのでここでの判断は行わない。

ウ 前記イで条例第5条第3号に該当しないと判断した部分及び同条第3号の該当性の判断を行わなかった部分の同条第1号の該当性について

前記イで条例第5条第3号に該当しないと判断した理事の氏名・住所・就退任年月日・死亡年月日及び理事長の氏名、同条第3号の該当性の判断を行わなかった理事及び評議員の本籍地、性別、個人印の印影、生年月日、年齢、現職、履歴、賞罰、同居の親族の氏名・続柄、理事及び評議員の印鑑登録証明書、評

議員の氏名・住所が同条第1号に該当するかどうか検討、判断する。

条例第5条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものについて、それが記録されている公文書を非公開にすることを定めたものである。

本件公文書のうち理事の氏名、住所、就退任年月日、死亡年月日については、個人に関する情報であり、個人が特定され得るものであると認められるが、既にイで述べたとおり、登記所において何人でも閲覧できる情報であり、また、理事長の氏名は、登記事項ではないが、法人の機関を代表する者としての性格をもっており、法人が法律行為を行う際には常に表示されるものであり、これらはいずれも通常他人に知られたくないと望むことが正当であるものとは認められない。

しかし、理事及び評議員の本籍地、性別、個人印の印影、生年月日、年齢、現職、履歴、賞罰、同居の親族の氏名・続柄、理事及び評議員の印鑑登録証明書、評議員の氏名・住所は、一般に明らかになったものではなく、また、法人の機関を代表して表示しなければならない情報でもなく、理事等の個人の私的な部分に関わる情報と判断でき、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

なお、理事の印鑑登録証明書には、登記事項である理事の氏名、住所が記載されているが、本件において、その部分だけを分離し、公開しなければならない特段の事情は認められない。

### (3) 寄附行為の(一部)変更認可に係る文書について

実施機関は、寄附行為の(一部)変更認可に係る文書のうち、認可判断調書の判断部分及び変更認可に係る審査表の表頭を除く部分は条例第5条第6号に、認可申請書(添付書類を含み、印影部分を除く。)は同条第3号及び第6号に、理事、監事、評議員、回議書等の起案者及び決裁者の氏名等の部分は同条第1号に、個人印の印影部分は同条第1号及び第7号に、法人代表者印等の印影部分は同条第3号及び第7号に該当すると説明するので、から順に必要な部分について検討、判断する。

#### ア 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が財団の寄附行為の変更認可を行うに当たり、審査・判断のため担当者が起案した文書であり、回議書、認可判断調書、審査表等の部分のほか財団から提出された認可申請書及びその添付書類で構成されている。認可判断調書及び審査表には、認可決定に至った財団の個別の事情などが

記載されているものである。また、認可申請書の添付書類には、寄附行為の変更理由を記した書類、寄附行為の新旧対照表等の規則第8条により提出が義務付けられているもののほか、実施機関が審査・判断を行う上で参考となるよう財団が任意で提供した知事あて文書などが添付されている。

#### イ 前記 についての条例第5条第6号後段該当性について

条例第5条第6号後段は、府又は国等が行う取締り、監督、立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、許認可その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該若しくは同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

実施機関は、認可判断調書のうち判断部分及び変更認可に係る審査表のうち表頭を除く部分を公開すると、当該財団との協力・信頼関係が損なわれ、当該変更認可に係る判断を行う上で必要とする正確な関連情報の迅速な収集が困難になり、また、今後行政処分を行う場合に処分に至った判断の経過を公開しなければならない可能性があることを前提として当該処分についての判断をしなければならないことになり、同種の事務事業に著しい支障が生じるおそれがあると主張する。

しかし、当該判断調書及び審査表に記載された判断の部分は、いわば認可決定をした理由というべきものであり、本来的には認可決定の一部として公開されるべき性質の情報である。しかも、本件は既に認可決定されているものでもあり、認可の理由ともいうべき判断部分等を公開したとしても、今後の当該財団の寄附行為変更認可に著しい支障が生じたり、他の公益法人から寄附行為や定款について変更の申請があった場合の審査に著しい支障が生じるおそれがあるとは認められない。

また、実施機関が審査等をするために正確な関連情報の収集をする必要があるという点においても、これらの情報の収集は、公益法人の指導の根拠である規則等でも必要不可欠なものであるとは位置付けされているとは認められず、仮に公益法人が関連情報を任意に提供しない場合があっても、それが直接実施機関の認可の審査等の事務事業の執行に著しい支障が生じるおそれがあるとは認められない。

#### ウ 前記 についての条例第5条第3号又は第6号後段該当性について

実施機関は、認可申請書の鑑及び添付書類は、財団の内部管理情報であり、公開することにより、当該財団の正当な利益を害し、また、当該財団との協力・信頼関係が損なわれ、認可等の判断を行う上で必要とする正確な関連情報の迅速な収集が困難になり、同種の事務事業に著しい支障が生じるおそれがある

と主張する。

しかし、本件認可申請書の鑑及び添付書類のうち、登記事項である財団の名称・所在地並びに会計書類のうち小科目以下の科目名及び中科目以下の金額以外の部分については、前記2(2)イ又は2(1)イで述べたとおり、登記所において何人でも閲覧できるものであったり、また、会計書類では経理状況の概要のみがわかる部分と認められる。

そのため、これらを公開しても当該財団の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、また、当該財団との協力・信頼関係が損なわれ、認可等の判断を行う上で必要な情報の収集が困難になるとは考えられず、仮に情報が収集できない場合であっても、それが、本来、規則で提出を義務付けられているものであるから寄附行為の審査等の事務事業に著しい支障が生じるおそれがあるとは認められない。

昭和57年3月30日付け知事あて文書については、当該財団の過去の寄附行為変更に係る内容が記載されたもので規則で提出しなければならない書類ではないが、既に変更手続が終了し認可された寄附行為に係るものである。そして、寄附行為自体は、財団の組織、活動の根本原則を示したものであり、これに関する情報を公開しても、当該財団の競争上の地位その他正当な利益を害するとはいえず、また、当該財団との協力・信頼関係を損なうとも考えられず、仮に資料の任意提出の協力が得られなくなったとしても提出義務がないのであるから、寄附行為の審査等の事務事業に著しい支障が生じるおそれがあるとは認められない。

寄附行為の変更条項、変更事由等については、そもそも寄附行為は財団の組織、活動の根本原則であり、財団はこれに基づいて活動、運営を行っているものであり、これを公開しても当該財団の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、また、寄附行為の変更等の手続にとってこれらの情報は、規則で提出を義務付けられているものであり、仮に当該財団との協力・信頼関係が損なわれても寄附行為の審査等の事務事業に著しい支障が生じるおそれがあるとは認められない。

納骨仏壇、永代管理基金及び冥<sup>みょう</sup>加金単価については、仏壇の単価の改定額等が詳細に記載されており当該財団の内部管理情報であると認められる。この単価等は一般に公表されたものではなく、これを公開すると当該財団の自主性を損なうなど当該財団の正当な利益を害すると認められる。

納骨壇受付割当実績表については、当該財団の取引先や取引状況が記載されており、これらを公開すると当該財団の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

基本財産組入れに係る証明書については、当該証明書のうち各資産ごとの内容、金額、金額の計、合計が記載されている部分は、当該財団の詳細な資産状況を示すものである。これらを公開すると当該財団の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

法人登記簿謄本及び建物登記簿謄本は、法律の制度により誰でも閲覧、写し

の交付を受けることができるものであり、これを公開しても当該財団の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、また、当該財団との協力・信頼関係を損なうとも考えられず、仮にこれらの資料が任意に提出されなくなったとしても実施機関において容易に確認することができると考えられるため、寄附行為の審査等の事務事業に著しい支障が生じるおそれがあるとは認められない。

納骨堂経営許可書については、京都市において閲覧可能な文書であり、これを公開しても当該財団の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、また、当該財団との協力・信頼関係を損なうとも考えられず、寄附行為の審査等の事務事業に著しい支障が生じるおそれがあるとは認められない。

墓地経営等許可申請書については、既に経営が許可されたものに係る許可申請書であり、また、墓地経営自体を他に秘密にして行われるということは考えられないため、申請者、申請地等の墓地経営に直接関連する情報が公開されても、当該財団の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、また、当該財団との協力・信頼関係を損なうとも考えられず、寄附行為の審査等の事務事業に著しい支障が生じるおそれがあるとは認められない。

理事会及び評議員会議事録は、法人の方針等がどのように決定されたかを表わすものであり、これらを公開することは法人の自主性を損なうこととなり、当該財団の正当な利益を害すると認められる。

土地賃貸借契約書、事業計画書及び組織図については、当該財団の活動の詳細がわかるものであり、これらを公開すると、法人の自主性を損なうこととなり、当該財団の正当な利益を害すると認められる。

## エ 前記 についての条例第5条第1号該当性について

実施機関は、回議書等に記載された個人に関する情報は、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであると主張する。

起案者及び決裁者の氏名は、公務員の職務遂行に関する情報であり、通常他人に知られたいと望むことが正当であるとは認められない。

また、基本財産組入れに係る証明書のうち関与社員の執務した事務所所在地、墓地経営等許可申請書の申請者の個人印の印影、申請者の生年月日、本籍地、役員名簿中監事の氏名、住所、就任年月日、備考欄に記載された理事及び監事の役職等、評議員名簿の評議員に係る情報は、登記事項ではなく、個人の私的な部分に係る情報であり、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

しかし、理事の氏名・住所、理事長の氏名については、前記2(2)イで述べたとおり、理事の氏名・住所は、登記所において何人でも閲覧できる情報であり、また、理事長の氏名は、法人の機関を代表する者としての性格をもち、法人の法律行為を行う際には常に表示されるものであり、通常他人に知られたいと望むことが正当であるとは認められない。

オ 前記 についての条例第 5 条第 1 号及び第 7 号該当性について

実施機関は、個人の印影部分は個人に関する情報であるとともに、複製により個人の財産等に支障が生じると主張する。

本件の個人印の印影のうち、実施機関の職員が起案及び決裁に押印した印影は、公務員の職務遂行に関する情報であり、通常他人に知られたいと望むことが正当であるとは認められず、また、当該職員自身が公文書に押印しているものであり、財産保護の点についても職員自身で対処しているものと考えられ、公開することにより支障が生じるとは認められない。

しかし、墓地経営等許可申請書に押印されている申請者の個人印の印影については当該申請者がどのような印鑑を使用しているかは通常他人に知られたいと望むことが正当であるとは認められ、また、印影の複製等の不正な使用が行われるおそれがあり、個人の財産等の保護に支障が生じると認められる。

カ 前記 についての条例第 5 条第 3 号及び第 7 号該当性について

実施機関は、法人の印影部分は公開すると法人の正当な利益を害し、犯罪予防に支障が生じると主張する。

本件の法人等の印影は、法人が契約行為などを行う際に使用される法人の代表者印及び監査法人の代表社員としての公認会計士の印の印影であり、これは法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項であり、また、公開すると複製等の不正な使用が行われるおそれがあり、犯罪の予防に支障が生じると認められる。

### 3 結 論

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別表

公 文 書 名	公 開 す べ き 部 分
平成6年4月18日 付けの理事異動届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書鑑のうち理事長の印影を除く部分</li> <li>・理事就任承諾書及び履歴書のうち理事の氏名及び現住所</li> <li>・法人登記簿謄本</li> </ul>
平成7年1月12日 付けの理事異動届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書鑑のうち理事長の印影を除く部分</li> <li>・死亡届のうち理事の氏名及び死亡年月日</li> <li>・法人登記簿謄本</li> </ul>
平成7年12月26 日付けの理事重任登 記書届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書鑑のうち理事長の印影を除く部分</li> <li>・法人登記簿謄本</li> </ul>
平成7年12月26 日提出の「評議員就 任承諾書及び履歴 書」及び「理事就任 承諾書及び履歴書」 並びに各就任承諾書 及び履歴書に添付の 「印鑑登録証明書」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書鑑のうち理事長の印影を除く部分</li> <li>・理事就任承諾書及び履歴書のうち理事の氏名及び現住所</li> </ul>
平成8年8月7日付 けの理事異動届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書鑑のうち理事長の印影を除く部分</li> <li>・理事就任承諾書及び履歴書のうち理事の氏名及び現住所</li> <li>・法人登記簿謄本</li> </ul>
財団法人本願寺維持 財団の寄附行為変更 認可について (昭和57年4月 14日施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回議書・起案文書のうち起案者及び決裁者の氏名、印影、認可判断調書の判断部分</li> <li>・知事あて文書のうち印影を除く部分</li> <li>・申請書鑑のうち理事長の印影を除く部分</li> <li>・寄附行為の変更条項及び事由書のうち理事長の印影を除く部分</li> <li>・新旧対照表</li> <li>・現行寄附行為のうち理事長の印影を除く部分</li> <li>・東山浄苑収支実績表、東山浄苑収支見込、昭和55年度収支計算書及び昭和56年度補正予算書のうち大科目名、中科目名、大科目の金額</li> </ul>

公文書名	公開すべき部分
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東山浄苑基本財産組入れに係る証明書のうち監査法人名、代表者員名、主たる事務所所在地、資産の名称、理事長名</li> <li>・ 納骨堂経営許可書</li> <li>・ 墓地経営等許可申請書のうち申請者の印影、生年月日、及び本籍地を除く部分</li> <li>・ 役員名簿及び評議員名簿のうち理事の氏名、住所、就任年月日</li> <li>・ 法人登記簿謄本</li> <li>・ 建物登記簿謄本</li> </ul>
財団法人本願寺維持 財団に係る寄附行為 の一部変更認可につ いて （昭和63年5月 27日施行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回議書・起案文書のうち起案者の氏名、印影、変更認可に係る審査表</li> <li>・ 申請書鑑のうち理事長の印影を除く部分</li> <li>・ 変更案及び変更理由書</li> <li>・ 新旧対照表</li> <li>・ 現行寄附行為</li> </ul>

## 別紙

## 財団法人本願寺維持財団関係書類に係る公文書公開請求に対する決定状況

特定した公文書の件名	決定区分	非公開部分の概要及び該当条項
財団法人本願寺維持財団に係る平成4年度から7年度までの財産目録	部分公開	・時点年月日、中科目以上の科目名及び中科目の内訳を記載した各表の表題部分以外の部分（第5条第3号該当）
財団法人本願寺維持財団に係る平成4年度から8年度までの収支予算書	部分公開	・各会計ごとの中科目以下の予算額、前年度予算額及び増減の金額（第5条第3号該当） ・小科目名及び1大科目に対して1中科目の場合の中科目名（第5条第3号該当）
財団法人本願寺維持財団に係る平成4年度から7年度までの収支補正予算書	部分公開	・各会計ごとの中科目以下の補正予算額、当初予算額及び増減の金額（第5条第3号該当） ・小科目名及び1大科目に対して1中科目の場合の中科目名（第5条第3号該当） ・備考欄の記載事項（第5条第3号該当）
財団法人本願寺維持財団に係る平成4年度から7年度までの収支計算書	部分公開	・各会計ごとの中科目以下の予算額、決算額及び差異の金額（第5条第3号該当） ・小科目名及び1大科目に対して1中科目の場合の中科目名（第5条第3号該当） ・正味財産増減計算書中科目の金額（第5条第3号該当） ・正味財産増減計算書の1大科目に対して1中科目の場合の中科目名（第5条第3号該当） ・貸借対照表の中科目以下の金額（第5条第3号該当） ・貸借対照表の注記（第5条第3号該当） ・計算書類注記の各表の中科目の金額（第5条第3号該当）
平成6年4月18日付けの理事異動届	非公開	（第5条第1号、3号及び7号該当）
平成7年1月12日付けの理事異動届	非公開	（第5条第1号、3号及び7号該当）

特定した公文書の件名	決定区分	非公開部分の概要及び該当条項
平成7年12月26日付けの理事重任登記書届	非公開	(第5条第1号、3号及び7号該当)
平成7年12月26日提出の「評議員就任承諾書及び履歴書」及び「理事就任承諾書及び履歴書」並びに各就任承諾書及び履歴書に添付の「印鑑登録証明書」	非公開	(第5条第1号、3号及び7号該当)
平成8年8月7日付けの理事異動届	非公開	(第5条第1号、3号及び7号該当)
財団法人本願寺維持財団の寄附行為変更認可について (昭和57年4月14日施行)	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の氏名等(第5条第1号該当)</li> <li>・印影(第5条第1号、3号及び7号該当)</li> <li>・認可判断調書のうち判断の部分(第5条第3号及び6号該当)</li> <li>・申請書の鑑及び添付書類(第5条第3号及び6号該当)</li> </ul>
財団法人本願寺維持財団に係る寄附行為の一部変更認可について (昭和63年5月27日施行)	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の氏名等(第5条第1号該当)</li> <li>・印影(第5条第1号、3号及び7号該当)</li> <li>・寄附行為の変更に係る審査表の表頭を除く部分(第5条6号該当)</li> <li>・申請書の鑑及び添付書類(第5条第3号及び6号該当)</li> </ul>
京都市下京区烏丸通七条上る常葉町754番地本願寺内 財団法人本願寺維持財団が京都市山科区上花山旭山町8番1外で建築を進めている納骨堂建築に関し提出した関係書面	却下	公文書不存在